

# 鹿児島県中小企業制度資金取扱要領

第1条 この要領は、鹿児島県中小企業制度資金（以下「中小企業制度資金」という。）の取扱いについて鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「要綱」という。）に定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 要綱第3条に掲げる資金に付する保証については、別表第1のとおりとする。

第3条 中小企業制度資金の融資利率は、次のとおり区分する。

- (1) 基準金利（中小企業制度資金の基準となる資金で、中小企業振興資金及び小規模企業活力応援資金に適用する。）
  - (2) 政策金利1（基準金利より優遇した金利で、創業支援資金、新事業チャレンジ資金、成長企業応援資金、事業承継対策資金及び事業活動継続支援資金に適用する。）
  - (3) 政策金利2（政策金利1より優遇した金利で、緊急災害対策資金、緊急経営対策資金、原油・原材料高騰等対策特別資金、セーフティネット対応資金及び事業再生支援資金に適用する。）
  - (4) 変動金利（中小企業振興資金の一部、小規模企業活力応援資金の一部、成長企業応援資金の一部、事業活動継続支援資金の一部及び事業再生支援資金の一部について適用する。中小企業振興資金及び小規模企業活力応援資金であつて融資期間が5年を超え10年以内の場合は、利用者が基準金利か変動金利を選択するものとし、融資期間が10年を超える場合は、変動金利とする。成長企業応援資金、事業活動継続支援資金及び事業再生支援資金であつて融資期間が10年を超える場合は、変動金利とする。）
- 2 新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金、新型コロナウイルス関連事業継続支援資金及び伴走支援型借換支援資金の金利については、別に定める。
- 3 中小企業制度資金の融資利率の改定方法、時期等については、別に定める。

第4条 要綱第3条第3号の「事業を開始する」とは、特定の場所に事務所を構え、事業活動に必要な職員を有し、かつ販売や受注のための具体的な営業、事業活動を開始していることをいう。

第5条 要綱第3条第4号の「知事が特に新規性があるとして認めた技術等」とは次のとおりとする。

- (1) 知的財産権の取得段階にあるもの（ただし、客観的に新規性が認められたものに限る。）。
- (2) 公的機関（国、地方公共団体、独立行政法人、財団及び社団に限る。以下同じ。）が行う事業の採択を受けた事業で、当該事業が別表第2に掲げる事業に相当するものとして公益財団法人かごしま産業支援センター（以下「かごしま産業支援センター」という。）長が認める、原則として当該事業の採択日が貸付の申込みの日以前5年以内のもの。
- (3) 公的機関又は大学との共同研究や技術指導により開発された技術等

第5条の2 要綱第4条第1号の規定によらず、新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金に限り、市町村長による中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は第5号若しくは同条第6項の認定を受けたものを対象とする。

第6条 要綱第12条の2の「報告書」とは、業況報告書（別記第8号様式）をいう。

第7条 創業支援資金に係る融資申込者が、商工団体に推薦依頼書を提出し、商工団体が受理した場合は、商工団体は、必要な調査を行い、推薦の可否について判断し、その旨を融資申込者に通知するものとする。

推薦の判断は、事業計画の適否や地域経済への寄与等について総合的に検討し、真に適当と認められるものについて推薦するものとする。

第8条 要綱別表第1新事業チャレンジ資金の項、融資対象の欄第3号の「かごしま産業支援センターが行う事業で知事が指定したもの」とは、別表第2に掲げるもので、原則として、当該事業の採択日が貸付の申込みの日以前5年以内のものとする。

2 要綱別表第1新事業チャレンジ資金の項、融資対象の欄第4号の「県が行うトライアル発注制度」については、原則として、製品等の選定を受けた日が貸付の申込みの日以前5年以内のものとする。

3 要綱別表第1新事業チャレンジ資金の項、融資対象の欄第5号に該当するものとして認定を受けようとする中小企業者及び組合（以下、「中小企業者」という。）は、県（中小企業支援課）に新事業チャレンジ資金新規性要件該当認定申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

4 中小企業支援課長は、前項における申請があった場合は、新事業チャレンジ資金の新規性要件に該当するかどうか審査を行い、該当すると認められた場合は、新事業チャレンジ資金新規性要件該当認定書（別記第2号様式）を交付するものとする。

第9条 要綱別表1成長企業応援資金の項、融資対象の欄第3号（認定先端設備等導入事業者を除く）の規定により融資を受けようとする中小企業者等は、要綱第6条の申込書に添えて成長企業応援資金融資対象該当届出書（デジタル・トランスフォーメーション関連）（別記第3号様式）を提出しなければならない。

2 要綱別表第1成長企業応援資金の項、融資対象の欄第4号の規定により融資を受けようとする中小企業者等は、要綱第6条の申込書に添えて成長企業応援資金融資対象該当届出書（カーボンニュートラル関連）（別記第4号様式）を提出しなければならない。

第10条 事業承継対策資金の融資を受けようとする中小企業者等は、要綱第6条の申込書に添えて事業承継対策資金融資対象要件該当届出書（別記第5号様式）を提出しなければならない。

2 鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センター又は認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業承継を行う者にあつては、事業承継支援証明書（別記第6号様式）を提出しなければならない。

第11条 要綱別表第1事業活動継続支援資金の項、融資対象の欄の「事業用建築物」とは、耐震改修促進法施行令第6条及び第7条に規定する用途で、中小企業者等が事業の用に供する建築物をいう。

2 要綱別表第1事業活動継続支援資金の項、融資対象の欄第1から第4号の規定により融資を受けようとする中小企業者等は、要綱第6条の申込書に添えて事業活動継続支援資金（耐震改修関連）融資対象要件該当届出書（別記第7号様式）を提出しなければならない。

第12条 要綱別表第1緊急災害対策資金の項、融資対象の欄第4号の「知事が特に認める災害」とは次のとおりとする。

(1) 小災害り災者に対する援護措置要綱（昭和44年8月26日付け社第595号）第2条の規定が適用された災害及び当該災害と原因を同じくして発生した災害（本震及び余震による一連の地震から生じた被害については一つの地震による被害として認定する。以下同じ。）

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年9月18日法律第82号）第3条の規定により災害弔慰金の支給対象となる災害及び県災害弔慰金等支給要綱（昭和50年3月31日告示第368号の5）第3条第1項の規定による災害弔慰金の支給対象となる災害

(3) 前各号に掲げる災害と同等の災害と認められる特別の事情がある場合

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年11月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年1月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年8月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱（平成30年鹿児島県告示第704号）附則第2条の規定によりなお効力を有するものとされる改正前の要綱第11条の「報告書」とは、業況報告書（別記第8号様式）をいう。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条）

資 金 名	要 綱 別 表 第 1 融 資 対 象 の 欄	保 証 制 度
中小企業振興資金	第1号～第3号	一般保証
小規模企業活力応援資金	小規模企業者	小口零細企業保証
創業支援資金	第1号	創業関連保証 スタートアップ創出促進保証
	第2号	一般保証
新事業チャレンジ資金	第1号, 第3号～第6号	一般保証
	第2号	経営革新関連保証
成長企業応援資金	第1号	経営力向上関連保証
	第2号	地域経済牽引事業関連保証
	第3号	先端設備等導入関連保証 一般保証
	第4号	一般保証
事業承継対策資金	第1号～第4号	一般保証
事業活動継続支援資金	第1号～第4号	一般保証
	第5号	事業継続力強化関連保証 連携事業継続力強化関連保証
緊急災害対策資金	第1号	災害関係保証
	第2号～第4号	一般保証
緊急経営対策資金	第1号～第2号	一般保証
原油・原材料高騰等対策特別資金	第1号及び第2号のいずれにも該当する中小企業者又は組合	一般保証
セーフティネット対応資金	第1号～第2号	経営安定関連保証
事業再生支援資金	第1号（事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）に係るものを除く	事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）
	第1号のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもののうち、融資に係る保証の協議が令和6年6月30日までに行われるもの	事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）
	第2号	借換保証 （条件変更改善型借換保証）
新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金	第1号～第3号	経営安定関連保証 危機関連保証
新型コロナウイルス関連事業継続支援資金	第1号～第2号	伴走支援型特別保証
	第3号	一般保証
伴走支援型借換支援資金	第1号	伴走支援型特別保証
	第2号	一般保証

備考 小規模企業活力応援資金、セーフティネット対応資金（第2号）、事業再生支援資金、新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金、新型コロナウイルス関連事業継続支援資金及び伴走支援型借換支援資金については、それぞれ国の全国統一制度対応

別表第2（第5条第2号，第8条第1項）

区 分	事 業 名	添 付 書 類
新事業チャレンジ 資金	(1) 新事業研究開発助成事業	採択通知書（写）
	(2) 重点業種研究開発支援事業	採択通知書（写）
	(3) 中小製造業者創業・新分野進出等支援事業	採択通知書（写）
	(4) 食のプレミアム商品開発支援事業	採択通知書（写）
	(5) 新産業創出ネットワーク事業	採択通知書（写）
	(6) 先端技術研究開発支援事業	採択通知書（写）
	(7) 魅力ある食品開発支援事業	採択通知書（写）
	(8) がんばる企業の新製品等販路拡大助勢事業	採択通知書（写）
	(9) 起業支援伴走プロジェクト事業	採択通知書（写）
	(10) 年度の途中においてかごしま産業支援センターの事業として追加された事業で，かごしま産業支援センター長と協議の上，上記(1)から(9)に相当する事業として認めた事業	採択通知書（写）

注) 表中(9)起業支援伴走プロジェクト事業のうち創業に係るものは除く。